

社会福祉法人 八代市東部福祉会

役員及び評議員の報酬等に関する規程

平成 30 年 4 月 1 日 改定

社会福祉法人 八代市東部福祉会

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人 八代市東部福祉会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等の報酬は、定款第9条及び第23条に定めるとおり無報酬とする。

(費用)

第4条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費支給に基づいて、旅費を支給する。
(役員等の旅費支給規程は、くおん保育園 就業規則 旅費支給規程 園長の項目に準ずる)

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(旅費の種類)

第5条 旅費の種類は、交通費、日当、及び宿泊料とする。

- (1) 交通費は、最も経済的な通常経路および方法により旅行した場合の鉄道賃、船賃、航空賃、車賃とする。
- (2) 鉄道賃は、乗車賃および急行料金（新幹線・特急・座席指定）とする。
- (3) 船賃、航空賃は定額運賃とする。
- (4) 車賃は、バスの定額運賃とする。
- (5) 日当および宿泊料は下表のとおりとする。

役員等に支給する日当及び宿泊料（園長と同等）		役員等
日 当 1日につき	旅行行程 50キロメートル以上	2,500円
	旅行行程が、5キロメートル未満で業務時間が4時間以上、または旅行行程が5キロメートル以上で50キロメートル未満の場合	1,250円
宿泊料 1泊につき	県 外	13,000円
	県 内	11,000円

- (6) 自家用車（園長が定める様式に従い登録されたものに限る。）による出張の場合、1kmにつき（20円）とする。
- (7) パック利用の場合は、全額実費支給し、往復割引などを利用した場合は運賃のみ実費で、宿泊料は第5号の規定の金額を支給する。

（請求手続）

第6条 旅費および当該費用の支給を受けようとする役員等は、旅費請求書（第16号様式）に必要な書類を添付して、支出命令者に提出しなければならない。

（支払及び清算）

第7条 旅費および当該費用は、出張命令期間終了後、通貨にて相当額を請求者に支払う。ただし、必要に応じて、出発前にその概算額を仮払いすることが出来る。この場合出張した役員等は帰任後、旅費等の清算をしなければならない。

（端数の処理）

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

（公表）

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

（補則）

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

（改廃）

第11条 この規程の改廃は、評議員の承認を受けて行う。

附 則

この規程は平成30年4月1日から施行する。